

堺市歴史的風致維持向上計画 (第2期)

堺市

[目 次]

序章	4
1. 計画策定の背景及び目的	4
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	6
4. 計画策定の体制	6
5. 計画策定の経緯	8
第1章 歴史的風致形成の背景	10
1. 社会的環境	10
(1) 立地・交通	10
(2) 市域の変遷	11
(3) 土地利用	12
(4) 人口	14
(5) 産業	15
(6) 観光	15
2. 自然的環境	16
(1) 地形	16
(2) 地質	17
(3) 気候	17
3. 歴史的環境	18
(1) 歴史的背景	18
(2) 関わりのある人物	28
4. 文化財等の分布状況	30
(1) 文化財	30
(2) 特産品・工芸品	44
(3) 世界遺産に登録されている文化遺産	45
(4) 日本遺産に認定されている文化遺産	45
第2章 堺市の維持及び向上すべき歴史的風致	46
1. 歴史的風致の概要・分布状況	46
2. 歴史的風致の内容	50
(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致	50
(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致	63
(3) 環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致	70
(4) 神輿渡御にみる歴史的風致	79
(5) 環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致	84
(6) 上神谷のこおどりにみる歴史的風致	90
(7) やっさいほっさいにみる歴史的風致	95
(8) 海浜部の行楽にみる歴史的風致	100

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	111
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	111
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題	111
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	111
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題	112
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題	112
2. 既存計画（上位・関連計画）	113
(1) 上位計画	114
(2) 関連計画	116
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	126
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針	126
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針	126
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針	126
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針	127
4. 歴史的風致維持向上計画実施体制	127
第4章 重点区域の位置及び区域	128
1. 重点区域の考え方	128
2. 重点区域の位置及び区域	129
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域	129
(2) 環濠都市区域	134
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果	137
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	138
(1) 都市計画との連携	139
(2) 景観計画との連携	142
(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）	143
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	144
1. 堺市全体に関する事項	144
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	144
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針	145
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	145
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	146
(5) 文化財の防災・防犯に関する方針	146
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	146
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	147
(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針	148
(9) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	149
2. 重点区域に関する事項	150
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	150
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	151
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	152

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画.....	152
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画.....	153
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画.....	153
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画.....	153
(8) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画.....	156
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項.....	157
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針.....	157
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針.....	157
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針.....	158
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針.....	158
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針.....	158
2. 重点区域における事業.....	160
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業.....	160
(2) 環濠都市区域における事業.....	161
3. 事業一覧.....	162
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する事業.....	162
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する事業.....	165
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する事業.....	169
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する事業.....	175
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項.....	190
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等.....	190
(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針.....	190
(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準.....	190
(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件.....	190
2. 歴史的風致形成建造物指定候補.....	191
(1) 候補一覧.....	191
(2) 指定年月日.....	193
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項.....	194
1. 歴史的風致形成建造物の維持及び監理の基本的な考え方.....	194
(1) 維持管理の基本的な方針.....	194
(2) 届出が不要となる行為.....	194
巻末資料	
国・府・市指定文化財等一覧.....	197
参考文献.....	208

序 章

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように、古代から輝く歴史を有している。古代より海に開かれた堺は、海を通じ広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続け、人・物・情報が集まるなか、中世には自由・自治都市として大きな繁栄を遂げている。千利休をはじめとする多才な先人たちによる茶の湯の大成など様々な町衆文化が花開いたほか、近郊の集落においては個性豊かな祭礼・行事が始まった。近世には大坂夏の陣を経て「元和の町割」による基盤整備が環濠都市において行われ、刃物や線香をはじめとする商工業が発展し今に続いている。さらに、近代から現代にかけては、鉄道網の整備に伴い、浜寺公園や大浜公園が当時の最先端の行楽地として賑わった。その後、第二次世界大戦での空襲による戦災被害からも復興し、多様な歴史・文化を有する指定都市として発展している。

このように、本市は古代から始まる長い歴史のなかで、各時代に先進し様々な歴史・文化資源や新しい文化を生み出し、今に受け継いでいる。また、これらの歴史・文化を支えてきた地域の人々の活動は本市の歴史・文化の重層的な発展を背景に歴史的建造物と周辺市街地が一体となり、良好な市街地環境を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成してきた。これらの歴史的風致並びにこれを形成する歴史・文化資源は市民の誇りであると同時に、未来へと引き継ぐべき共有の財産である。

1. 計画策定の背景及び目的

市民の誇りであり貴重な共有財産である堺固有の歴史的風致をさらに未来へと引き継ぐためには、その素晴らしさを市民全体で再認識し、共有することが非常に大切である。歴史的風致は、人々の暮らしと営みの場として保全していくことで、その魅力を発揮する。

本市では、この「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて文化財などを歴史的遺産として位置付け、それらを核とした市街地環境の形成の基本的な指針を示し、堺市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るための「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成25年11月に国の認定を受けた。以来、10年間にわたって事業に取り組んできた。

主な取組としては、百舌鳥古墳群及び周辺区域において百舌鳥古墳群の整備や、百舌鳥古墳ガイダンス機能の整備により百舌鳥古墳群周遊の環境向上を進めた。また、環濠都市区域では北部におけるまちなみの再生に向けた住民の意識醸成、まちなみ修景補助制度の活用による町家の修景促進や鉄砲鍛冶屋敷（井上関右衛門家住宅）の保存修理を実施し、さらに文化観光拠点の整備、紀州街道沿線の沿道整備やザビエル公園をはじめとする公園整備を進めた。また、市域全域を対象とした取組においても、地場産業の振興や後継者育成、地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業、学校教育における茶の湯体験等を進めてきた。

これらの取組に加え、令和元年度の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が追い風となって、様々な成果を得た。歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、周辺環境の修景等を進めることで、本市への来訪者数が増加した。さらに、これら周辺環境の整備に加え、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動などの歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市の歴史に対する市民意識の醸成につながった。

令和3年度の市民意識調査では、堺市は魅力や愛着を感じるまちだと思うかについては、「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が73.4%と高い値を示した。さらに、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて72.6%となり、本市が歴史的な都市であるという認識が高まってきた。

このような成果が見いだせる一方で、課題も残されている。

百舌鳥古墳群では未だに整備に着手していない古墳が多く、さらに今なお歴史的建造物の老朽化が進みつつあり、指定等の取組が求められる文化財が残されている。また、人口減少や高齢化などにより、伝統産業などの伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、今後深刻になることが予想される。

さらに、高まった歴史への関心を、堺固有の歴史的資源を訪れ、体感するような行動につなげることが必要となっている。そこで、実際にそれらを見て、理解を深めるような情報発信や回遊のための取組が求められる。また、本市の歴史や文化に対する関心の高まりは、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が追い風となった一因も認められる。

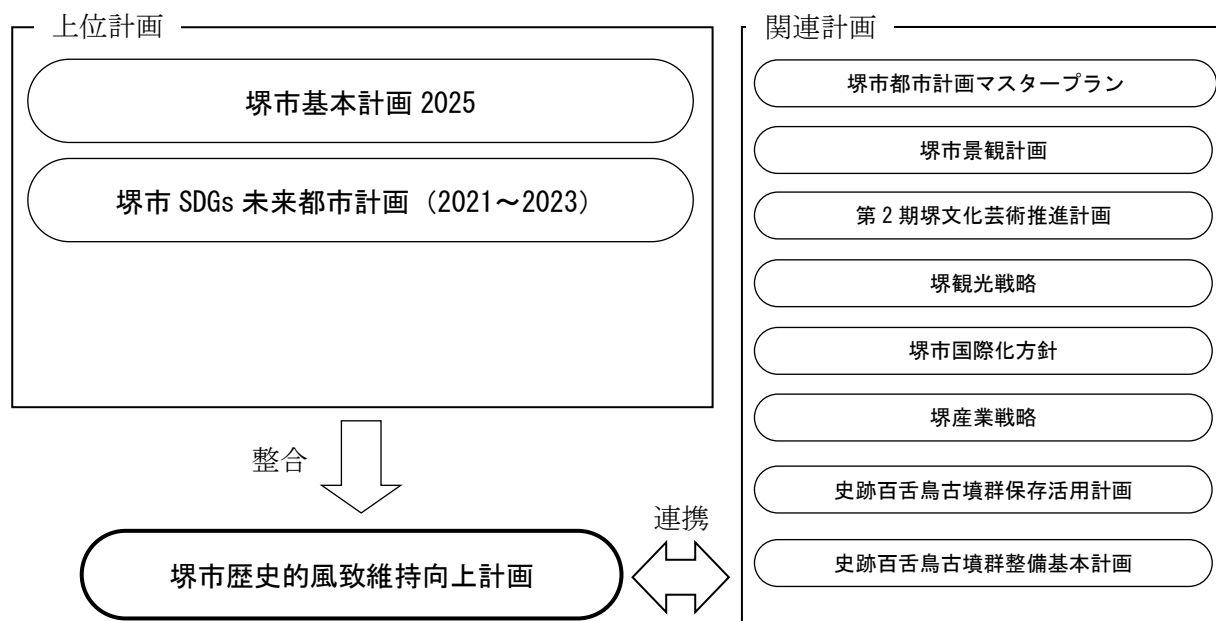
これらのことから、堺の歴史への関心の高まりが一過性のものとならないよう、百舌鳥古墳群や環濠都市をはじめとする歴史的・文化的資源を訪れた市内外の人々が、様々な時代を背景とした歴史的風致を知り、体感するたびに、新たな歴史への興味が得られるような取組が求められている。

歴史的風致のより一層の向上をめざし、引き続き文化財保護と連携して歴史的風致の向上に関する事業に取り組むために、堺市歴史的風致維持向上計画の第2期計画を策定することとした。

2. 計画の位置付け

本計画は、「堺市基本計画2025」及び「堺市SDGs未来都市計画」を上位計画とする。

また、「堺市都市計画マスタープラン」、「堺観光戦略」、「史跡百舌鳥古墳群整備基本計画」等を関連計画とする。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年(2023)度から令和14年(2032)度までの10年間とする。

4. 計画策定の体制

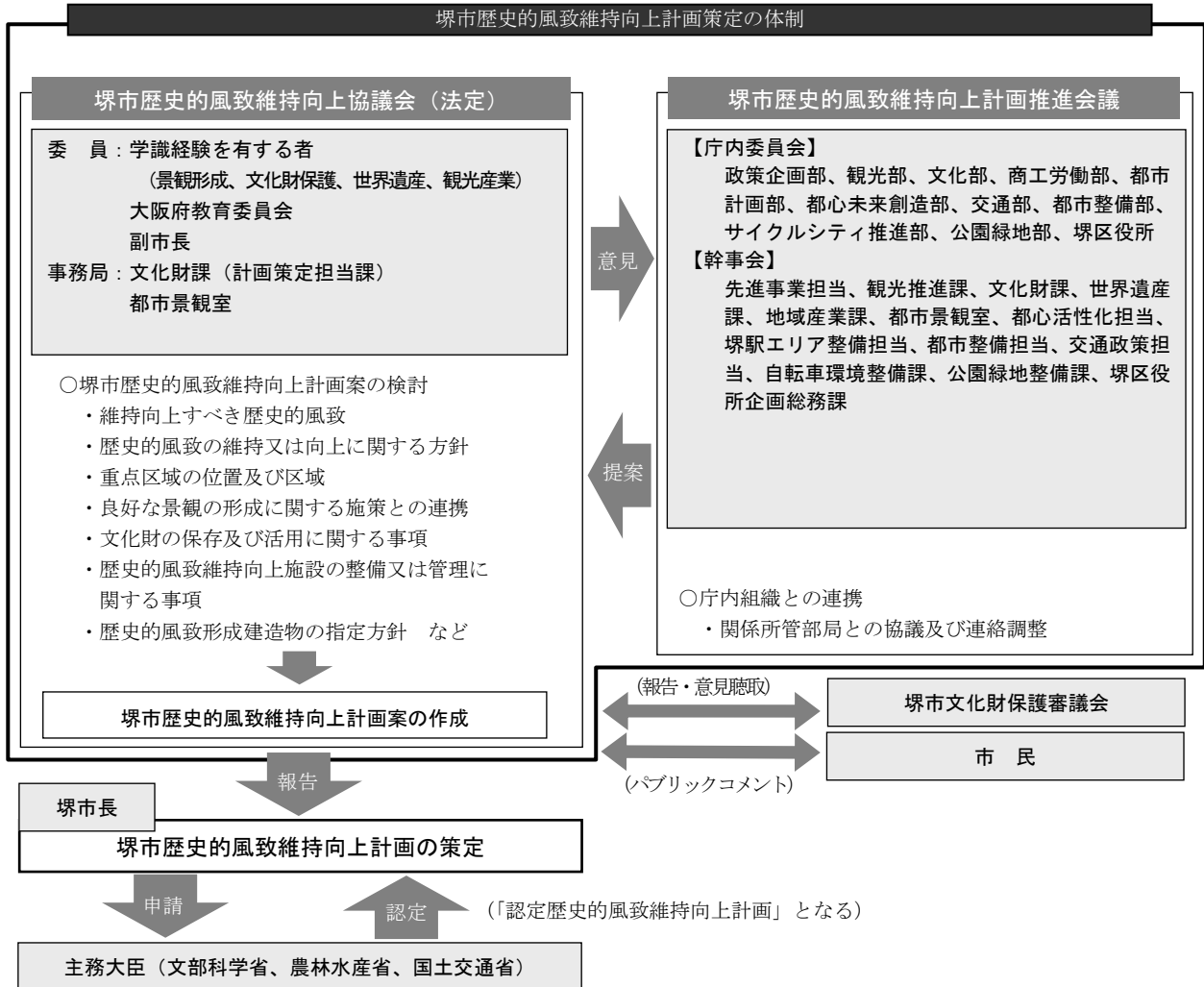
大阪府教育委員会、学識経験者など様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年5月23日法律第40号)第11条第1項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定、平成25年11月に国の認定を受けた。

計画認定後は、「堺市歴史的風致維持向上協議会」に改組し(平成26年4月1日施行)、進捗管理・評価を実施した。さらに、令和3年度以降、第2期計画の検討・策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上協議会委員(令和4年4月1日現在)

役 職	氏 名	所 属 等	専 門	選任理由
会 長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授	緑地計画学 景観計画	景観形成に 見識を有する
副会長	宗田 好史	関西国際大学教授	都市計画 環境デザイン	世界文化遺産に 見識を有する
委 員	小浦 久子	神戸芸術工科大学大学院教授	都市計画 環境デザイン	文化財保護に 見識を有する
	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	建築史 都市文化論	観光産業に 見識を有する
	大阪府教育庁 文化財保護課長			
	堺市副市長(建築都市局担任)			
	堺市副市長(文化観光局担任)			

堺市歴史的風致維持向上計画策定の体制



堺市歴史的風致維持向上計画の策定の流れ

5. 計画策定の経緯

庁内の関係部課長で構成する「堺市歴史的風致維持向上計画推進会議」及び「堺市歴史的風致維持向上計画推進会議幹事会」において庁内の連携を図りながら検討を進めた。同時に、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）」における議論や意見等をふまえ、本計画の策定を進めた。

【第1期計画】策定経過

平成23年8月29日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第1回
平成23年11月17日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第2回
平成24年2月20日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第3回
平成24年10月18日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第4回
平成25年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第5回
平成25年6月19日～7月18日	パブリックコメント	
平成25年8月20日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第6回
平成25年9月17日	堺市歴史的風致維持向上計画	申請
平成25年11月22日	堺市歴史的風致維持向上計画	認定

【第1期計画】進捗管理

平成26年3月19日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成27年3月23日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成27年3月27日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成28年3月25日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成28年4月1日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成29年3月28日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成29年4月1日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成30年3月14日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請
平成30年3月27日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成30年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定
平成31年3月25日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成31年4月12日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和2年3月5日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請
令和2年3月24日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定
令和2年4月23日～5月15日	堺市歴史的風致維持向上協議会（書面開催）
令和3年3月29日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年3月7日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和4年3月30日	堺市歴史的風致維持向上協議会

【第2期計画】策定経過

令和3年3月29日	堺市歴史的風致維持向上協議会
-----------	----------------

令和4年2月	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会 (書面開催)
令和4年3月30日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年9月15日・9月27日	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会
令和4年10月4日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年11月2日	堺市文化財保護審議会
令和5年1月4日～2月3日	パブリックコメント
令和5年2月22日	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会
令和5年3月2日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和5年3月10日	堺市歴史的風致維持向上計画(第2期) 申請
令和5年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画(第2期) 認定